

資料編

- 1 能代市環境基本計画策定の経過
- 2 能代市環境基本計画についての諮問
- 3 能代市環境基本計画の策定についての答申
- 4 能代市環境審議会委員名簿
- 5 能代市環境基本計画策定に関する提言
- 6 能代市環境のまちづくり市民懇談会委員名簿
- 7 能代市環境のまちづくり市民懇談会設置要綱
- 8 能代市環境基本条例
- 9 環境基準
- 10 用語説明

1 能代市環境基本計画策定の経過

- 平成18年 3月21日 合併により新能代市誕生
3月21日 能代市環境基本条例施行
6月29日 平成18年度第1回：環境審議会
・委嘱状交付
・環境基本計画策定のスケジュールについて
7月 7日 能代市環境のまちづくり市民懇談会設置要綱制定
9月29日 平成18年度第1回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・委嘱状交付
・懇談会の進め方について
10月27日 平成18年度第2回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・フリーディスカッション
11月24日 平成18年度第3回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・フリーディスカッション
12月15日 環境のまちづくりに関する市民アンケート実施（～28日）
12月21日 平成18年度第4回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・フリーディスカッション
12月21日 環境のまちづくり市民フォーラム
- 平成19年 1月26日 平成18年度第5回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・環境宣言（案）について
・今後の進め方について
2月 6日 平成18年度第3回：環境審議会
・環境宣言（案）について
2月23日 平成18年度第6回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・分科会のテーマについて
・分科会での討議
3月16日 平成18年度第7回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・分科会での討議
3月20日 環境宣言
4月27日 平成19年度第1回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・分科会での討議
5月18日 平成19年度第2回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・分科会での討議

- 平成19年 6月 1日 平成19年度第3回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・分科会での討議
- 7月 6日 平成19年度第4回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・分科会での討議
- 7月13日 環境のまちづくりに関する市民アンケート実施（～31日）
- 7月14日 能代市環境のまちづくり市民懇談会先進地視察
「住民と行政のパートナーシップ」に関する視察（弘前市）
- 7月30日 平成19年度第5回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・分科会での討議
- 8月22日 環境基本計画（案）各分科会とりまとめ作業（市民懇談会代表者）
- 9月21日 平成19年度第6回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・分科会での確認作業
- 10月 5日 平成19年度第7回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・環境基本計画（案）について
- 10月11日 第1回：環境基本計画庁内検討会議
- 10月29日 第2回：環境基本計画庁内検討会議
- 10月31日 環境基本計画（案）策定編集会議（市民懇談会代表者）
- 11月14日 平成19年度第1回：環境審議会
・環境基本計画の策定について
- 11月21日 平成19年度第8回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・環境基本計画（案）について
- 12月 3日 能代市環境のまちづくり市民懇談会から提言
- 12月17日 パブリックコメント実施（～平成20年 1月11日）
- 平成20年 1月16日 平成19年度第2回：能代市環境審議会
・能代市環境基本計画策定について（諮問）
- 1月29日 能代市議会環境産業委員説明会
・能代市環境基本計画について
- 1月30日 平成19年度第3回：能代市環境審議会
・能代市環境基本計画策定について（諮問）
- 2月18日 能代市環境審議会から答申
- 2月29日 平成19年度第9回：能代市環境のまちづくり市民懇談会
・能代市環境基本計画について
- 2月29日 環境のまちづくり市民フォーラム

2 能代市環境基本計画についての諮問

能環発第218号
平成20年 1月16日

能代市環境審議会
会長 白坂祥三様

能代市長 齊藤滋宣

能代市環境基本計画について（諮問）

能代市環境審議会規則第2条第1項の規定により、下記の事項について諮問します。

記

能代市環境基本計画策定について

3 能代市環境基本計画の策定についての答申

平成20年2月18日

能代市長 齋藤 滋 宣 様

能代市環境審議会
会 長 白 坂 祥 三

能代市環境基本計画の策定について（答申）

平成20年1月16日付け能環発第218号をもって諮問されました、能代市環境基本計画の策定について審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

記

地球温暖化を含む気候変動や自然災害の発生は、わたしたちが生きていく上で困難な問題になりかねないとの懸念が広く国民の間に広がってきました。良好な環境は、人間をはじめ全ての生物の生存に欠かせないものであり、将来世代へも継承できる持続可能な社会を創りだしていく必要があります。そのためには、環境について市民一人ひとりが意識を高め、身近なところから積極的に取りくまなければならないと考えます。

本審議会に諮問された環境基本計画（案）は、本市の自然的社会的条件を勘案し、さまざまな検討が重ねられた結果が反映されたとみられる内容であり、概ね妥当なものと認めます。

能代市の今後の環境施策の方向を定める能代市環境基本計画の策定にあたり、別紙のとおり意見・要望をとりまとめましたので、これらを十分に検討し配慮願います。もとより、計画を策定することが目的ではなく、計画に盛り込まれた施策の実現に市民・事業者・行政が協力・連携して取り組むことを期待します。

(別紙)

審議の過程で寄せられた意見・要望

「第1章 環境の現況と課題」において

- 都市公園の一人あたりの面積の数値が全国平均より低い、都市公園以外にも緑地があることを明記されたい。
- 市にも白神山地に隣接する場所があるということを明記されたい。

「第3章 環境施策の展開方向」において

- 「市民やボランティアによる海岸や河川などの清掃活動を支援します。」とあるが、環境の美化を推進する観点から表現をもっと強調されたい。
- 街区公園の公衆トイレの点検については、「きれいなまちづくりを進めます。」の方に移動されたい。
- 新興住宅街には公園も街路樹もないため、緑化の推進を図るのであれば新興住宅街への具体的な施策を検討されたい。
- 河川の水質保全について油類のみでなく米代川水系の上流からのごみ、生活排水を含めて明記されたい。
- 公共施設を大切に、きれいに使うマナーを盛り込まれたい。

計画全体をとおして

- 市議会環境産業委員会より出された意見についても尊重されたい。
- 市民の意識啓発につながるよう周知徹底されたい。

4 能代市環境審議会委員名簿

(五十音順：敬称略)

No.	氏 名	住 所	推 薦 団 体 名	備 考
1	石 井 政 子	二ツ井町字上野	能代二ツ井連合婦人会	
2	越 中 武 美	能代町字中川原	能代市自治会連合協議会	
3	小笠原 達 志	字下柳	能代山本薬剤師会	
4	小 川 嘉四松	浅内字黒岡	能代市浅内漁業協同組合	
5	小 川 亮 子	能代町字中川原	秋田県自然観察指導員連絡協議会 能代山本支部 ルーペの会	
6	腰 山 一 夫	河戸川字大須賀	能代木材産業連合会	
7	佐 藤 幸 一	中和二丁目	能代機械工業会	職務代理者
8	佐 藤 正 美	盤若町	秋田県立能代工業高等学校	
9	柴 田 郁	住吉町	のしろまちづくりグループ 「ニューウェーブ」	
10	白 坂 祥 三	東町	能代市山本郡医師会	会 長
11	袴 田 英 明	字長崎	あきた白神農業協同組合	
12	丸 岡 明	元町	能代商工会議所	
13	安 井 和 則	二ツ井町飛根字富根	二ツ井町商工会	
14	山 内 繁	河戸川字大須賀	秋田県立大学木材高度加工研究所	
15	山 崎 昌 子	松美町	能代二ツ井連合婦人会	

5 能代市環境基本計画策定に関する提言

平成19年12月3日

能代市長 齊藤 滋 宣 様

能代市環境のまちづくり市民懇談会
座長 熊谷 嘉隆

能代市環境基本計画案の策定に関する提言について（提出）

本日、ここに環境基本計画案を謹んで提出させていただきますので御検討のほどをよろしくお願いいたします。

昨年9月に第1回能代市環境のまちづくり市民懇談会を開催してより1年3ヶ月。当初は、羅針盤もなく、不安を抱えたまま、ただ懇談会委員の情熱、齊藤市長から頂いた「この市民懇談会における提案を真摯に基本計画に反映させる。」という懇談会への信頼だけを胸に抱きながらの出発でした。手探りで始めた作業ではありませんが、議論を重ねる中で、委員は事務局に多様な資料の準備を要求したり、他先進地域へ視察に行ったり、時には意見の衝突から火花を散らしたりしながら、一連の作業の中で我々を取り巻く環境やその対応策について理解を深めてまいりました。

また、懇談会に参加する中で、自ら動きだすことの重要性を認識し、積極的に「ばくる市」を企画・実行したりする委員も出てくるなど、この懇談会においては環境基本計画を策定するのみならず、自らの住む環境を改善する人材を輩出する役目を図らずも担ったように思われます。

この環境基本計画は懇談会委員一人一人が忙しい中、資料を読み、思考し、議論を重ねながら作り上げた、まさに手作りの環境基本計画です。素人くさい表現や発想もあるやもしれませんが、それはまた、紛れもなく能代市民を代表する懇談会委員の真摯な思いであると受け止め、検討してくだされば幸いです。

平成19年12月3日

能代市環境のまちづくり市民懇談会

座長	熊谷嘉隆
職務代理者	渡辺千明
委員	秋林正則
委員	浅田房
委員	石田明
委員	大塚信雪
委員	大山清美
委員	加賀雅史
委員	菊地篤
委員	工藤茂子
委員	桜田美穂
委員	佐々木博子
委員	佐藤力
委員	高橋鈴子
委員	中西勉
委員	成田光枝
委員	原田憲一
委員	福田幸一
委員	保坂悦子
委員	堀洋司
委員	見上淳子
委員	柳谷美喜子
委員	鷺尾禮次郎
委員	渡辺尚子

(五十音順)

6 能代市環境のまちづくり市民懇談会委員名簿

(五十音順：敬称略)

No.	氏名	住所	推薦団体名	備考
1	秋林正則	二ツ井町字稗川原	公募	
2	浅田房	景林町	能代二ツ井連合婦人会	
3	石田明	二ツ井町字上野	公募	
4	大塚信雪	河戸川字後田	あきた白神農業協同組合（青年部）	
5	大山清美	扇田字道地	公募	
6	加賀雅史	鹹淵字亥の台	能代森林資源利用協同組合	
7	菊地篤	字寿域長根	おとも自然の会	
8	工藤茂子	字大瀬儘下	学識経験者	
9	熊谷嘉隆	秋田市雄和椿川字奥椿岱	学識経験者	座長
10	桜田美穂	字砂留山	公募	
11	佐々木博子	外荒巻字北山の上	あきた白神農業協同組合（女性部）	
12	佐藤力	能代町字中川原	白神森林組合	
13	高橋鈴子	扇田字三丁樋	学識経験者	
14	中西勉	二ツ井町字槻ノ木	公募	
15	成田光枝	二ツ井町字比井野	能代二ツ井連合婦人会	
16	原田憲一	二ツ井町麻生字下田平	公募	
17	福田幸一	浅内字横道	能代青年会議所	
18	保坂悦子	西通町	のしろまちづくりグループ 「ニューウェーブ」	
19	堀洋司	字大森山	東北電力(株)能代火力発電所	
20	見上淳子	朴瀬字家後	公募	
21	柳谷美喜子	萩の台	公募	
22	鷺尾禮次郎	落合下前田	風の松原に守られる人々の会	
23	渡辺千明	字海詠坂	学識経験者	職務代理者
24	渡辺尚子	万町	能代市消費者の会	

7 能代市環境のまちづくり市民懇談会設置要綱

能代市告示第163号

(設置)

第1条 本市における環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会の構築をめざす環境のまちづくりの方向性を検討するため、能代市環境のまちづくり市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、市長に提言するものとする。

- (1) 環境基本計画案の策定に関すること。
- (2) 一般廃棄物の総合的な計画案の策定に関すること。
- (3) その他環境のまちづくりの方向性に関すること。

(組織及び委員の任期)

第3条 懇談会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、公募によるもののほか、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

(分科会)

第6条 懇談会は、必要があるときは、分科会を設けることができる。

- 2 分科会は、座長の指名する委員及び関係者をもって構成する。
- 3 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、座長が指名する。
- 4 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理し、並びに分科会における協議の経過及び結果を懇談会に報告する。
- 5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(謝金)

第7条 委員には、予算の定める範囲内で謝金を支給する。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、環境部環境企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年7月7日から施行する。

8 能代市環境基本条例

平成18年3月21日
条例第117号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画等（第8条—第10条）

第3節 基本施策（第11条—第25条）

第4節 地球環境保全（第26条）

第3章 能代市環境審議会（第27条）

附則

わたしたちのふるさと能代は、母なる米代川の恵みを受けながら、日本海と風の松原、そして豊かな能代平野に抱かれ、また、世界自然遺産白神山や奥羽山脈に連なる美しい山々をのぞみ、天然秋田杉が林立し、四季の移ろいが鮮やかなきみまち阪県立自然公園、渡り鳥の重要な飛来地である小友沼等を擁する優れた自然に恵まれている。これまで、先人のたゆまぬ努力によって、個性と伝統のある文化、風土が生まれ、さらには、次世代の活力と発展につながる基盤も着実に築かれてきた。

しかしながら、経済の成長は、わたしたちの生活を豊かにし利便性を高めたが、一方では環境への負荷を増大させ地域の環境のみならず、地球環境規模にまで影響を及ぼしている。

もとより、わたしたちは、健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受し、健康で文化的な生活を営む権利とその環境を次世代に引き継ぐ責務を有するとともに、わたしたちが限りある環境の中で、自然と共生しながら生活をしていく上で、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

ここに、わたしたちは、共に参加し、互いに協力し合い、ふるさとで健全で恵み豊かな環境を保全し、潤いとやすらぎのある快適な住み良い環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が、健康で文化的な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適切な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針

- 第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、生活環境を保全し、及び自然環境を適正に保全すること。
 - (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
 - (3) 優れた自然環境と伝統に育まれた歴史的な環境その他潤いとやすらぎをもたらす社会的環境を保全し、創造するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
 - (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
 - (5) 市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として能代市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、能代市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境調査の結果等の公表)

第10条 市長は、市の環境の調査結果及び市が講じた環境施策の概況等を公表しなければならない。

第3節 基本施策

(規制的措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し法令等の定め範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し法令等の定め範囲内で必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定め範囲内で必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を採るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、下水道、一般廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業並びに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(良好な環境の保全及び創造)

第14条 市は、地域の特性を生かした良好な景観、水及び緑に親しむことのできる生活空間、歴史的な環境その他の市民生活に潤いとやすらぎをもたらす良好な環境の保全及び創造を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進しなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第17条 市は、事業者が環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとするときは、当該事業の実施に当たりあらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいて当該事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境管理体制の整備の促進)

第18条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定及び目標の設定並びにその方針並びに目標を達成するための計画の作成、実施並びに実施状況の点検等からなる環境管理体制について整備することを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第19条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心及び理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(参加及び協力の促進)

第21条 市は、環境施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び民間団体の環境施策への参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施及び監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境施策の策定に必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第24条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整備するため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

第4節 地球環境保全

第26条 市は、地球環境保全に資する環境施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 能代市環境審議会

(設置)

第27条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、能代市環境審議会を置く。

2 能代市環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の能代市環境基本条例（平成12年能代市条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

9 環境基準

1 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準（昭和48.5.8 環告25）

二酸化窒素に係る環境基準（昭和53.7.11 環告38）

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成9.2.4 環告4）

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 公共用水域

水質汚濁に係る環境基準（昭和46.12.28 環告59）

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下

備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

②生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	基準値							該当水域	
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	浮遊物質 (SS) (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	n-ヘキサン抽出物質 (油分等) (mg/ℓ)		
河川	AA	6.5~8.5	1以下	—	7.5以上	25以下	50以下	—	常盤川上流 (万内川合流点上流)
	A	6.5~8.5	2以下	—	7.5以上	25以下	1,000以下	—	常盤川下流 (万内川合流点下流) その他の都市河川
	B	6.5~8.5	3以下	—	5以上	25以下	5,000以下	—	米代川下流 (河口から大湯川合流点までの本流)
	C	6.5~8.5	5以下	—	5以上	50以下	—	—	檜山川
	D	6.0~8.5	8以下	—	2以上	100以下	—	—	
湖沼	EA	6.0~8.5	10以下	—	2以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	—	—	
	AA	6.5~8.5	—	1以下	7.5以上	1以下	50以下	—	
	A	6.5~8.5	—	3以下	7.5以上	5以下	1,000以下	—	浅内沼
	B	6.5~8.5	—	5以下	5以上	15以下	—	—	
海域	C	6.0~8.5	—	8以下	2以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	—	—	
	A	7.8~8.3	—	2以下	7.5以上	—	1,000以下	検出されないこと	B以外の海域
	B	7.8~8.3	—	3以下	5以上	—	—	検出されないこと	能代港港湾区域 (米代川本川を除く。) のうち泊地及び航路
	C	7.0~8.3	—	8以下	2以上	—	—	—	

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

(2)地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9.3.13 環告10)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下

備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

3 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準（平成3. 8. 23 環告46）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 1 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であること。
六価 ^ひ クロム	検液 1 ℓ につき0.05mg以下であること。
砒 ^び 素	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 ℓ につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℓ につき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℓ につき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓ につき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓ につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 ℓ につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 ℓ につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓ につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 ℓ につき0.01mg以下であること。

- 備 考 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る基準値のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.015mg及び0.03mgとする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

4 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準(平成10.9.30 環告64)

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表のとおりとする。

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
A	55 d B 以下	45 d B 以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	55 d B 以下	45 d B 以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
C	60 d B 以下	50 d B 以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域(臨海地区を除く) 工業地域(臨海地区を除く)

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 d B 以下	55 d B 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 d B 以下	60 d B 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間の特例 (個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 d B 以下、夜間にあっては40 d B 以下)によることができる。)	70 d B 以下	65 d B 以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(注) 昼間、夜間の範囲

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

5 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準(平成11.12.27 環告68)

媒体	大気	水質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1pg-TEQ/ℓ 以下	1,000pg-TEQ/g 以下

- 備考
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

10 用語説明

	ページ	用語	説明
あ	20, 63, 84, 85	アイドリングストップ	自動車は、停車状態のときにも、多くの排出ガスが出ます。アイドリングストップとは、車が停車しているとき、エンジンを動かす必要がない場合に、積極的にエンジンを止めることをいいます。 例えば、以下のものが考えられます。 ・コンビニの駐車場、高速道路サービスエリアの駐車場などでのエンジン停止。 ・人を待つときや荷物の積みおろしをする時のエンジン停止。 ・冬期間の必要以上の暖機運転の自粛。
	67	あきたエコマイスター	県で開催している「環境あきた県民塾」を修了し、環境問題全般の知識を習得した環境保全を全体的な視点から考えることができる地域の環境保全活動のリーダーとして県に登録された方々のことです。
	21, 65	秋田県北部エコタウン計画	エコタウンとは、私たちの生活や産業活動から出るすべての廃棄物を、新たに他の分野の原料として活用し、できるだけゼロにすることを目指す構想（ゼロ・エミッション構想）を、地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、環境調和型の地域経済社会形成の観点から既存の枠にとらわれない「まちづくり」のことをいい、また、このことを目的として形成される地域のことをいいます。 秋田県北部エコタウン構想は、米代川流域の秋田県北部18市町村が取り組むもので、平成11年11月12日に国から計画承認を受けました。
	53, 80	アクリルたわし	アクリル毛糸を編んで作ったたわしので洗淨力が高く、洗剤を使わなくても汚れが落ちることにより、環境にやさしいものです。
	41, 49, 71, 86, 87	アダプトプログラム	市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのことで「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、ボランティアとなる市民や地元企業を“里親”として、公園や道路などの一定区画を自らの養子とみなし、定期的に清掃活動等を行い、行政がこれを支援するという仕組みとなっています。
い	25	いおう酸化物(SO _x)	いおうの酸化物の総称で、二酸化いおうの他、三酸化いおう、硫酸ミストなどが含まれます。 重油などのいおうを含んだ燃料の燃焼の際に、発生する物質のことをいいます。
	80	インフラ	インフラストラクチャーの略で、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称のことをいいます。 道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれます。

	ページ	用語	説明
え	63, 84, 85	エコドライブ	<p>自動車などを運転する際に、できるだけ環境に影響を与えないよう配慮した運転をすることです。</p> <p>例えば、以下のものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済速度で走る。 ・点検整備をし、タイヤの空気圧を適正にする。 ・無駄な荷物を積まない。 ・空ぶかしはやめる。 ・急発進、急加速、急ブレーキをやめ、適切な車間距離を取る。 ・早めにシフトアップする。 ・渋滞を招く駐車違反をやめる。 ・エアコンの使用を控えめにする。 ・相乗りに努める。
お	12, 81	汚水処理人口普及率	<p>汚水処理人口普及率は、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽の利用者（人口）を、行政人口で除した値で表されます。すなわち、汚水処理人口普及率は行政人口に占める水洗トイレを利用できる人の割合ということになります。</p> <p>※汚水処理人口普及率（％）＝汚水処理人口／行政人口</p>
	2, 25, 27, 84	オゾン層の破壊	<p>地表から10～50キロメートルの上空には、オゾンが高濃度に存在する層があり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収しています。紫外線は、日焼けの原因になるばかりでなく、皮膚がんを誘発する因子でもあります。</p> <p>しかし、近年、フロンガスなどにより極地上空のオゾンが破壊され、その濃度が急激に減少していることが観測されています。</p>
	21, 61, 63, 84	温室効果ガス	<p>大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を地表面に戻すために、気温が上昇する現象を「温室効果」といい、赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」といいます。</p> <p>京都議定書では、CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六フッ化いおう）が温室効果ガスとして削減対象とされています。</p>
か	47	外来種	<p>外来種とは、「今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種」のことです。</p> <p>移入種や帰化種とは近い用語ですが正確にはその意味を異にします。人為を介して意識的・無意識的に行われる生物の移入のことで、外来種とはいわば地史的な歴史をもたない生物といえます。</p> <p>外来種といっても、貨物などにまぎれて意図せず侵入してきた多くの雑草や昆虫、海産動物などとは別に、何らかの目的をもって人間が意図的に移植したのも少なくありません。</p>
	10, 41, 64	化石燃料	<p>石炭、石油、天然ガスなどの燃料の総称。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧などの影響を受けてできたといわれています。</p>

	ページ	用語	説明
か	60, 61	環境影響評価 (環境アセスメント)	環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その事業について適正な環境配慮を行うことです。一定規模以上の道路・港湾・公有水面の埋立などの事業の実施にあたっては、環境影響評価を行うことを定めています。
	21, 67	環境会計	企業などが、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的（貨幣単位または物量単位）に把握（測定）し、分析し、公表するための仕組みのことです。
	67	環境家計簿	日常的な生活行動と環境との関わりをチェックし、より環境への負荷がかからない暮らし方に改善していくことを目指した暮らしの点検簿のことです。 身近な生活行動一つひとつから地球環境の保全への視野を開くものとして、今後、普及することが期待されます。
	10, 12, 13, 80	環境基準	環境基本法の第16条により定められているもので、「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」とされています。
	2, 7, 27, 69	環境への負荷	人が環境に与える負担のことです。単独では環境への悪影響を及ぼさないものの、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。環境基本法・能代市環境基本条例では、「人の活動により、環境に加えらるる影響であって、「環境の保全上の支障」の原因となるおそれのあるものをいう。」としています。 「環境の保全上の支障」とは、規制などの国民の権利義務に直接係わるような施策を講じる目安となる程度の環境の劣化が生じることをいうものです。 なお、「環境の保全上の支障」には、環境への負荷によってもたらされるものと自然の遷移によってもたらされるものがあります。
	21	環境報告書	企業や自治体といった組織が、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するものです。
	21, 63, 67, 84, 85, 90, 91, 92	環境マネジメントシステム	企業や自治体といった組織が、環境配慮の観点から環境改善を継続的に行うために、組織の活動を体系的、効率的、効果的に運用することです。自らの事業活動や製品・サービスによる環境への影響、またその可能性を把握し、環境配慮の方針や計画を立て（Plan）、その実現に向けた環境配慮を実行し（Do）、その達成度を点検し（Check）、見直し・改善する（Action）というPDCAサイクルに基づき、継続的な環境改善を図る一連の体制及び取り組みのことを環境マネジメントシステムといいます。


	ページ	用語	説明
か	60	環境リスク	<p>人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念です。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくに当たっては、環境リスクの要因がもつ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要です。</p> <p>環境リスクの考え方は、環境保全上の支障の原因となるおそれのある要因が対象となりますが、現在は化学物質問題について使われることが多いとされています。</p>
き	2, 8, 26, 40, 47, 76	共生	<p>社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、その賢明な利用を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図るなど自然と人との間に豊かな交流を保つことをいいます。</p>
	41	協働	→パートナーシップ
く	69	グリーン購入	<p>製品を購入する際などに、必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく環境のことを考えて、環境にやさしいものを選んで購入することです。</p>
	46, 47, 51, 76, 78, 79	グリーン・ツーリズム	<p>緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流と楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。</p> <p>農業や漁業の体験、地域の食体験、お祭りへの参加など、さまざまなメニューが開発されており、国でも農山漁村と都市部の住民が交流できる基本的な指針や法律を整備し、グリーン・ツーリズムの振興を図っています。</p>
け	59	建設副産物	<p>建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、工事現場外に搬出される土砂（いわゆる建設残土）、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊、建設発生木材（いわゆる木くず）のほか、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれます。</p> <p>これらは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物として定義されるもの、原材料として利用可能なものに分けられます。また、廃棄物として定義されるものの中でも、原材料として利用できる可能性があるものとしては、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が、再生資源としてそのまま原材料となるものとしては、建設発生土や鉄くずなどがあげられます。</p>
こ	16, 51, 78	公益的機能	<p>森林や農地は、木材や食物などの生産機能の他に、国土の保全、水資源のかん養、災害の防止、大気浄化、生物多様性の確保など環境保全の機能をも併せ持ちます。</p> <p>一般的には、こうした様々な機能のうち、生産機能を除いた機能を公益的機能といいます。</p>
	63	コージェネレーションシステム	<p>発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムです。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは廃熱として失われていましたが、このシステムでは最大80%まで高められます。</p>

	ページ	用語	説明
こ	82	ごみの減量・資源化・循環の行動計画(モアリサイクルプラン)	「能代市一般廃棄物処理基本計画」に掲げられた目標の早期達成を目指す、市民・事業者・行政による協働の短期的な行動計画です。 平成19年11月から平成22年3月までの間に市民一人当たりの家庭ごみ(資源化物を除く)の排出量を平成17年度の641gから10%(64g)削減することを目標にしております。
	59	コミュニティビジネス	福祉や教育、環境保護など、地域社会の抱える課題について、地域との信頼関係の中で多様で柔軟なサービスを、市民が主体となって提供して解決していく、地域性・社会性と事業性・自立性を伴った事業活動のことです。
	59	コンポスト	生ごみや家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させて堆肥にしたものです。
さ	6, 25, 27, 54	酸性雨	大気中に排出されたいおう酸化物や窒素酸化物などが酸化されて、硫酸や硝酸となり、雨水にとりこまれ強い酸性を示すようになった、通常pHが5.6以下の雨、あるいは、直接、ガス、エアロゾルの形で酸が地上に到達することをいいます。
し	8, 43, 58, 68, 75, 82	循環型社会	環境への負荷を減らすため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会の構造を変え、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のことです。
	57, 78	食育	国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組みを指します。
	20, 27, 44, 64, 65	新エネルギー	新エネルギーは、自然エネルギーと未利用エネルギーの総称です。 自然エネルギーとは、太陽光・熱や風力、地熱など、自然が本来有するエネルギーのことです。 未利用エネルギーとは、社会活動において生成される回収・利用されてないエネルギーのことで、ごみ焼却場や火力発電所、汚水処理場などの廃熱などが挙げられます。
	47, 76	森林セラピー	森林や森林を取り巻く環境などを活用して、健康の回復・維持・増進を図るための取り組みのことで、森林浴などのレクリエーション活動や、医療、リハビリテーション、カウンセリング活動などさまざまなものがあります。
す	16, 50, 81	水源かん養	かん養(涵養)とは、地表の水(降水や河川水)が帯水層に浸透し、地下水が供給されることをいい、地下水涵養ともいわれます。 森林や農地は、雨をいったん貯え、ゆっくり放出するダムと同じような働きをしており、水源かん養とは、森林や農地がもつこの機能によって、洪水や濁水を防止し、人々の暮らしを守るとともに、良質な水を提供しています。
せ	37	ゼオライト	日本名は沸石(ふっせき)といい、結晶中に微細孔を持つ天然鉱物であり、二ツ井地域は産出地として有名です。 イオン交換材、触媒、吸着材、調湿材等として利用されています。

	ページ	用語	説明
た	10, 53, 55	ダイオキシン類	<p>ダイオキシン類は意図して製造・使用される化学物質ではありませんが、他の化学物質の製造や燃焼などに伴って生成されるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称です。</p> <p>通常、環境中に極微量に存在する有害な物質であり、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われています。</p>
	17, 49	多自然型工法	<p>河川の護岸工を施工する場合、従来コンクリート製品が主な材料として使用されてきました。しかし、こうした護岸は生物の生息環境を損ないます。</p> <p>多自然型工法とは、こうしたコンクリート工法の反省を踏まえ、その河川に自然に堆積している土砂や、適当な大きさの石を護岸の材料として利用することで、本来河川が持つ自然環境に近い状況に戻すことを目的として採用される工法です。</p>
ち	2, 6, 20, 23, 25, 27, 41, 44, 61, 62, 63, 67, 82, 84, 85, 91	地球温暖化	<p>地球を取り巻く大気中の二酸化炭素、メタンなどのガスは、地表から宇宙へ放射される赤外線を吸収する性質をもち、地表の気温を生物の生存に適当な程度に保っています。これらのガスの大気中の濃度は着実に増加していることが広く観察されていますが、このような増加は、地球の温暖化をもたらし、人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。</p>
	25, 27, 84, 91	地球環境問題	<p>地球環境問題とは、被害・影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題のことを指します。</p> <p>具体的には、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、野生生物種の減少、森林（熱帯林）の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の環境（公害）問題などが挙げられます。</p>
	25	窒素酸化物（NO _x ）	<p>物の燃焼の際には、空気や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して必ず窒素酸化物が発生します。</p> <p>ボイラー及びエンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素が発生し、さらに酸化されて安定な二酸化窒素となって大気中に排出されます。通常この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物と呼びます。</p>
て	11, 63	低公害車	<p>従来のガソリン車やディーゼル車に比べて排出ガス中の汚染物質の量や騒音が少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などを指します。</p> <p>また、近年、ガソリン自動車やLPガス自動車等でも、排出ガス性能の優れた「低排出ガス車」も出てきており、認定制度も整備されています。</p>

	ページ	用語	説明
と	17, 30, 32, 33, 35, 37	特定植物群落	わが国の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布などにおいて代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどについて、環境省で選定しているものです。 選定に当たっては、次のような基準が設けられています。 A 原生林もしくはそれに近い自然林 B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G 乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H その他、学術上重要な植物群落または個体群
に	10	二酸化いおう	→SO ₂
	10	二酸化窒素	→NO ₂
の	63	ノーカーデー	自動車による都市部の交通渋滞や大気汚染の軽減を目的として、特定の日にちや曜日を決めて自動車の利用を自粛しようとする運動のことをいいます。
	53, 80, 81	農業集落排水	公共下水道の設置が困難な農業集落などのやや散在した形態をなす地域において、地区単位で生活排水処理を行うことをいいます。
	51	農地・水・環境保全向上対策	農業者だけでなく地域住民も参加した農地・農業用水等の資源や農村環境を守る地域の共同活動と、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援するもので平成19年度から実施されており、県では、“水と緑に包まれた秋田の原風景を守り継ぐ県民運動”として推進しています。
	51	能代市森林整備計画	行政区域内の民有林における森林施業（造林・除伐・間伐・枝打ちなど）の標準的な方法などを定めたものです。森林法に基づき各市町村が策定します。
は	90	パートナーシップ（協働）	市民、事業者、（民間団体）の役割と行政の関係を示す言葉で、市民、事業者、（民間団体）、行政が協力・連携・参加し合うことをいいます。

	ページ	用語	説明
は	32, 41, 64, 65, 82, 83	バイオマス	<p>生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいます。</p> <p>バイオマスは有機物 (木材や生ごみ、廃食用油等) であるため、燃焼させると二酸化炭素が排出されます。しかし、これに含まれる炭素は、そのバイオマスが成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素に由来します。そのため、バイオマスをエネルギーとして使用しても、全体として見れば大気中の二酸化炭素量を増加させていないと考えられています。この性質をカーボンニュートラルと呼びます。この性質を特徴とするバイオマスは、大気中の二酸化炭素を増加させない環境にやさしい資源といえます。</p>
	21, 82	バイオマスタウン構想	<p>バイオマスを活用したまちづくりに取り組んでいる地域をバイオマスタウンといいます。バイオマスタウン構想は、市町村などが作成する地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図るための構想です。</p> <p>市民・事業者・行政が協力してバイオマス利活用の仕組みをつくり、循環型社会への転換を図ることで、地域として地球温暖化防止等に貢献します。</p>
	59, 71, 82	廃棄物減量等推進委員	<p>地域のごみ減量のリーダーとして、ごみの出し方や分別の指導や不法投棄の発見及び連絡など、地域と行政を結ぶパイプ的役割を担っていただいております。</p>
	69, 82	「ばくる市」	<p>「ばくる」は「交換する」という意味の能代弁です。</p> <p>「ばくる市」は不用品交換の機会の名称として環境のまちづくり市民懇談会の中で出されたものであります。</p>
ひ	49	ビオトープ	<p>本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であります。開発などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もあります。</p> <p>また、環境教育の取り組みの一環として広まってきております。</p>
	17, 47	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ	<p>東アジア・オーストラリア地域において、渡り鳥の保全に関わる様々な主体の国際的な連携・協力のための枠組みを提供することにより、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を促進することを目的とした国際的な協力事業として2006年11月に発足しました。</p> <p>この協力事業は1996年に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」を発展的に解消し構築されたものであり、同戦略において登録されていたシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3種群の重要生息地ネットワークの参加湿地は、本協力事業の重要生息地ネットワークに移行されることになりました。</p>
	55	光害	<p>照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のことを光害 (ひかりがい) といいます。主な影響としては、居住者、歩行者、交通機関、天体観測といった人間の生活及び諸活動への影響や野生動物や農作物への影響が上げられます。</p>

	ページ	用語	説明
ふ	25	浮遊粒子状物質（SPM）	物の燃焼などの際に発生するスス、鉱石などの破碎・堆積などに伴って飛散する粉じん、自動車排出ガス中の粒子状物質などの大気中に浮遊する固体状粒子のうち、粒径が10ミクロン（1ミクロン=0.001ミリメートル）以下のものをいいます。 （SPMはSuspended Particulate Matterの略称です。）
ゆ	16, 57, 78	有機農業、栽培	有機農業とは、堆肥などの有機物を投入した土づくりを基本として、化学肥料や農薬を使用しない又は使用を最小限に抑えた栽培方法のことを指しているものが多いようですが、一口に有機農業といっても農薬などの使用の程度や作業の方法は、多種、多様で、呼び方もその栽培方法によって「有機栽培」とか「無農薬栽培」などと様々です。
よ	18	容器包装プラスチック	商品を購入する際、容器や包装として使われたもので、商品と切り離されたのちに不要となるプラスチック製のものを指します。 容器包装プラスチックには基本的に  マークが付いています。
り	6, 18, 30, 58, 59, 64, 65, 68, 82, 83, 86	リサイクル（Recycle）：再生利用	廃棄物を資源として再利用することで「再資源化」といわれることもあります。 具体的には、使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことを指します。
	21, 65	リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）	広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾であり、平成18年12月19日に既存エコタウンとの連携強化、循環資源の輸送コスト削減及び静脈物流ネットワークの構築に資するとして能代港が指定されました。 現在、能代港を含め、全国21港が指定されており、今後はリサイクルの輪の構築や、海上静脈物流による臨海部産業の再生・活性化を目指して、官民連携による取組を進めていくこととされています。
	18, 59	リサイクル率	リサイクルなどにより、廃棄物の資源化がどの程度進んでいるかの指標となるものです。 リサイクル率＝総資源化量（*1）÷ごみ発生量（*2） *1：資源ごみ収集量＋中間処理による資源回収量＋集団回収量 *2：ごみ排出量＋集団回収量
	68, 69	リデュース（Reduce）：発生抑制	廃棄物をリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）する前に、発生・排出をできる限り抑えることです。 具体的には、事業者サイドでは、原材料の効率的利用や使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、製品の設計・製造から流通段階までの配慮が必要とされます。また、市民サイドでは、使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して家庭からの発生量削減に努めることなどがあります。

	ページ	用語	説明
リ	59, 68, 69	リユース (Reuse) : 再使用	<p>一度使用して不要になったものをそのままの形でできる限り繰り返し使用することです。</p> <p>具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合があります。</p>
ろ	5	ローカルアジェンダ21	<p>1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」では、持続可能な開発に関する原則である「環境と開発に関するリオ宣言」とともに、21世紀に向けて「持続可能な開発」を実現するための世界行動計画である「アジェンダ 21」(Agenda21) が採択されました。</p> <p>「アジェンダ21」では、その実施において重要な役割を担う地方公共団体が、地域における行動計画として、ローカルアジェンダ21を策定することを求めています。</p> <p>つまりローカルアジェンダとは、地方公共団体が、地球環境保全のために、事業者、市民及び行政、それぞれが、自主的に取り組むべき課題や方針を整理し、とりまとめたものをいいます。</p>
3	68	3 R	<p>「リデュース (Reduce) : 発生抑制」、 「リユース (Reuse) : 再使用」、 「リサイクル (Recycle) : 再生利用」の頭文字を取って廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことをいいます。</p> <p>3 Rに「リフューズ (Refuse) : ごみになるものを買わない」を加えて「4 R」、さらに「リペア (Repair) : 修理して使う」を加えて「5 R」という場合もあります。</p>
B	12	B O D (生物化学的酸素要求量)	<p>Biochemical Oxygen Demandの略称です。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど汚濁が進んでいるといえます。</p>
C	12	C O D (化学的酸素要求量)	<p>Chemical Oxygen Demandの略称です。水中の有機物が酸化剤で化学的に分解された際に消費される酸素の量。海域・湖沼の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど、汚濁が進んでいるといえます。</p>
D	13	d B	<p>騒音計で測定した音の強さを、人の聴感に補正した騒音の大きさのことです。単位にはdB (デシベル) を用いますが、人の聴覚の周波数特性を模した回路Aで測定するので、dB (A) というように表します。</p>
I	21	I S O 14001	<p>国際標準化機構 (ISO : International Organization for Standardization) で制定した環境マネジメントに関する一連の国際規格であるISO14000シリーズの中で、中核をなす規格がISO14001です。ISO14001には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステムを構築するための要求事項が規定されています。</p>

	ページ	用語	説明
L	13	L A e q	Equivalent Continuous A-weighted Sound Pressure Levelの略称です。日本では等価騒音レベルと呼んでいます。 時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内にこれと等しいエネルギーを持つ定常騒音の騒音レベルです。
N	10	NO ₂ (二酸化窒素)	物の燃焼の際には、窒素と酸素と結合して一酸化窒素が発生します。 一酸化窒素は不安定であるため、さらに酸化され安定な二酸化窒素となって大気中に排出されます。
P	25	pH	pH値7が中性で、6、5、4、…と小さくなるほど酸性が強く、8、9、10…となるほどアルカリ性が強くなります。ペーハーまたはピーエイチと呼びます。
	10	ppm	Part(s) par millionの略称です。ある量が全体の百万分のいくつあるかを表します。例えば、大気中の汚染物質の濃度を表すとき1 m ³ の大気中に1ミリリットル含まれるとき1 ppm (容積)、また水中の汚染物質は1 tの水の中に1 g含まれているとき1 ppm (重量) といいます。ピーピーエムと呼びます。
	61	PRTR法	Pollutant Release and Transfer Registerの略称です。PRTR制度は、有害性のある化学物質の環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を、国が事業者からの届出や推計に基づき、集計し、公表する仕組みです。この制度は、平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、平成13年4月から施行されました。
S	10	SO ₂ (二酸化硫黄)	いおうと酸素の化合物で、重油などのいおうを含んだ燃料の燃焼の際に、発生する物質で酸性雨の原因となっています。

能代市環境基本計画

～豊かな自然と共生し、安全で安心して住める環境のまち のしろ～

平成20年3月

発行：能代市

編集：能代市環境部環境企画課

TEL 0185-73-5501

FAX 0185-73-5618

E-mail kankyo@city.noshiro.akita.jp

URL <http://www.city.noshiro.akita.jp/>

※この冊子は再生紙を使用しています。 ※環境にやさしい大豆油インクを使用しています。